

世田谷区告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

- (1) 28-1
- (2) 28-1
- (3) 28-1

2 供用開始の区間

- (1) 世田谷区北烏山七丁目2296番14から2301番4まで
- (2) 三鷹市牟礼二丁目1531番2から1524番3まで
- (3) 世田谷区北烏山五丁目2334番9から2332番6まで

3 供用開始の区域

- (1) 延長 44.13メートル
幅員 1.99メートル
面積 87.47平方メートル
- (2) 延長 48.98メートル
幅員 2.00メートル
面積 97.93平方メートル
- (3) 延長 35.62メートル
幅員 2.00メートル
面積 73.38平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年1月23日

案 内 図

特別区道路線の供用開始する部分

街区

- (1) 世田谷区北烏山七丁目25番
- (2) 三鷹市牟礼二丁目18番
- (3) 世田谷区北烏山五丁目19番

